

八王子市市民参加庁内推進会議設置要綱

平成20年10月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市市民参加条例（平成20年八王子市条例第9号、以下「条例」という。）第11条に規定する市民参加推進審議会（以下「審議会」という。）の運営を効果的なものとし、市政への市民参加を推進することを目的に、市民参加庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会への提案報告に関すること。
- (2) 審議会における審議結果についての市組織等への周知又は実施に関すること。
- (3) 市民参加に関する職員の意識向上に関すること。
- (4) 市民参加に関する各課の連絡調整に関すること。
- (5) その他市民参加推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、前項に定める会議のほか、会長の指名する委員による小会議に個別事項について協議及び調整等をさせることができる。

(関係職員の出席)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等に会議への出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 会議にその円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、幹事会の経過及び結果を会議に報告する。
- 6 その他幹事会について必要な事項は、会長が定める。

(専門部会)

第8条 幹事長は、専門的に検討する必要があると認めるときは、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、幹事長の指名する職員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会員のうちから、幹事長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、専門部会の経過及び結果を幹事会に報告する。
- 6 その他専門部会について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）7月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | |
|-----|--------------------------|
| 会長 | 市長公室長 |
| 副会長 | 総合経営部長 |
| 委員 | 市民活動推進部長、法務文書担当部長、都市計画部長 |

別表第2（第7条関係）

| | |
|-----|------|
| 幹事長 | 広聴課長 |
|-----|------|

| | |
|------|---|
| 副幹事長 | 経営計画課長 |
| 幹事 | 広報プロモーション課長、協働推進課長、公文書管理課長、土地 利用計画課長 |